

32 教育令改正の儀上申

〔明治十三年十二月〕

(注記1)

(谷森)
田中(注記2)

(注記4)(注記3)
 別冊教育令改正案并ニ其上奏之儀共進呈候間奏上被成下度候右
 ハ昨日モ略陳述候通施政上至急ヲ要シ候モノニ付御裁可相成候
 ハ、本月二十二三日頃迄ニ布告相成候様致シ度將又本案之旨趣
 ニ関シ内閣各部ニ於テ御質疑之廉モ御座候ハ、弁明之儀文部權
 大書記官島田三郎同少書記官久保田讓ニ申付置候ニ付両官へ向
 ケ詳議相成度且本案御採用之上元老院議定ニ被附候節ハ右両書
 記官ヲ以テ内閣委員ニ被命候様相成候ハ、幸ノ事ニ有之候此段
 及上申候也

(注記5)
 明治十三年十二月九日

太政大臣 三條實美殿
 文部卿 河野敏鎌 団

奏
議

文部卿 河野敏鎌

教育令改正案ヲ上奏スルノ議

維新偃武ノ後政府大ニ文教ヲ興シ越ニ明治五年泰西ノ法度ヲ折
 衷シ新タニ学制ヲ布ケリ其事草創ニ属スルヲ以テ専雜叙無ク事

態ニ齟齬スルモノナキニアラズト雖モ学校ノ設置天下ニ遍ク人民就学ノ途爰ニ洞開セシモノハ一二此法ノ致ス所ニアラズンバアラス爾來五七年世態大ニ改マリ百般ノ制度又隨テ変ズルヲ以テ学制漸ク其權衡ヲ失セリ是レ明治十二年九月四十七条ノ新法ヲ定メ以テ旧学制ニ代ル所以ナリ蓋シ此改正ニ当リ旧法ノ尨雜ヲ芟リ過度ノ制限ヲ除クニ急ナルヨリ其勢ノ及ブ所往々放任ス可ラザルモノヲ併セテ放任スルニ至レリ其然ル所以ノ故ヲ考フルニ亦偶然ニアラザルナリ夫レ学制ノ領布ニ當リ執事者意ヲ成功ニ銳クシ校舎ヲ壮大ニシ外觀ヲ裝飾スルノ事往々ニシテ免レズ是ニ於テカ学問ノ益未ダ顯ハレズシテ人民之ヲ厭フノ念先ヅ生ス議者其弊ノ因ル所ヲ深考セズ徒ラニ罪ヲ学事ノ干渉ニ帰シテ之ヲ尤ム而シテ教育令此際ニ成レルヲ以テ為メニ其精神ヲ謬マルモノ蓋シ寡シトセズ臣ヲ以テ之ヲ観ルニ前日ノ弊タル学制ノ主義ニアラズシテ施行ノ宜キヲ失フニアリ干渉ノ過度ニアラズシテ干渉ノ途轍ヲ過ツニヨレリ何ントナレバ前日ノ干渉スル所ハ唯学校ノ設立費用ノ募集等専ラ外部ノ事ニ止マリ授業ノ得失ヲ考ヘ費途ノ緩急ヲ察スルガ如キ内部ノ事ニ至テハ其意ヲ経ル蓋シ寡ケレバナリ而シテ議者一切尤ヲ干渉制度ノ上ニ帰シ反動ノ勢普通教育ト雖モ亦干渉ス可ラズト云フニ至ル過テリト謂フベシ猶ホ医師ノ治ヲ過ツハ医術ノ咎ニアラス而シテ医ノ不良ナルガ為ニ遂ニ医術ヲ廢セントスルガ如シ豈理ナランヤ蓋シ普通教育ハ国民ノ品位ヲ上下スルノ力アリ苟モ国ヲシテ開明ニ民ラシテ良且慧ナラシメントスルハ教育ノ普及ニアラザレバ不可ナリ而シテ政府之ヲ督励セズシテ其普及ヲ望ム殆ド河清ノ埃ツ

可ラザルガ如シ夫ノ英國ノ如キ之ヲ歐洲大陸諸國ニ比スレバ頗ル教育ヲ放任スルモノトス而シテ全国人民ノ無智ナル夙ニ識者ノ慨ク所トナリ世論漸ク干渉ノ已ム可ラザルヲ覺知シ遂ニ一千八百三十九年ニ及デ枢密院中ニ教育局ヲ設ケ若干ノ費用ヲ議定セシヨリ年ニ其權限ヲ拡充シ費額ヲ増益シ一千八百七十八年ノ如キハ補助金弐百拾四万九千弐百〇八「ポンド」ノ巨額ヲ議院ニ於テ議定スルニ至レリ夫ノ政治ニ干渉ヲ事トセズ又教育ノ一事ニ至テハ歐洲大陸ノ諸國ニ數等ヲ讓レルノ英國ニシテ其措置尚ホ此ノ若シ其他ハ類推スベキナリ蓋シ其政体ノ如何ニ関セズ苟モ文明ヲ以テ称セラル、国ニシテ普通教育ノ干渉ヲ以テ政府ノ務メトセザルハナシ是レ豈普通教育ハ其國運ニ關スル最大ナルガ故ニアラズヤ我國ノ如キ学政ヲ施シテヨリ纔カニ數年未ダ其効績ヲ見ザルニ於テハ深ク怪ムニ足ラズ但其施行ノ間ニ当リ僅々ノ弊ヲ見ルガ為メニ其精神ヲ挫シ又皮相論者ノ説ニ謬ラレテ此主義ヲ採ムルニ至テハ何レノ日ニカ此民ト共ニ文明ノ域ニ進ム「ヲ得ンヤ是レ臣ガ今日ニ當リ教育ノ主義ヲ定メンヲ希図シテ已マズ教育令ノ改正案ヲ進奏スル所以ナリ或ハ曰ン客年教育令ヲ制定シテ墨痕未ダ乾カズ今又之ヲ改正セバ信ヲ國民ニ失フヲ如何セント是レ亦事ヲ解セザルノ言ノミ苟モ法令ノ國家人民ニ不利ナルヲ知ラバ隨テ之ヲ改正スル又何ノ憚ル所カ是レアランヤ若シ既ニ其不利ナルヲ覺ルモ敢テ之ヲ改メズ荏苒年ヲ涉ル者ハ彼ノ不可ナルヲ知テ鶏ヲ攘ミ來年ヲ俟テ止メントスル者ト其異果シテ何クニ在ルヤ抑亦自家ノ便ヲ計ルニ厚フシテ國家ヲ念フニ薄キ者ト謂ハザル可ラズ是レ臣ガ今日改正案ヲ進奏ス

ルニ於テ敢テ遲疑セザル所以ナリ抑現行教育令ノ高等諸学校ニ

於ル縁カニ其名称ヲ掲ゲルニ止マリ之ガ制規ヲ立ルノ条ハ全ク

欠如タリ臣ノ意將ニ之ヲ補テ其体ヲ具ヘシメントスルニ在リ但

普通教育ノ衰頽ヲ挽回スル「焦眉ノ急ニ属スルヲ以テ今回ノ改

正ハ専ラ小学ニ係ルノ事ヲ主トシテ其他ニ及バズ謹テ此ニ本案

ヲ進ムルニ當リ此事由ヲ一言シテ以テ予メ他日改正ノ端緒ニ供

ス伏シテ請フ陛下ノ此ニ照察セん」ヲ臣敏鎌恐惶頓首謹言

ヲ進ムルニ當リ此事由ヲ一言シテ以テ予メ他日改正ノ端緒ニ供

ス伏シテ請フ陛下ノ此ニ照察セん」ヲ臣敏鎌恐惶頓首謹言

〔表紙〕

教育令改正案

」

布告案

第一号

明治十二年九月第四十号〔ヲ以テ〕布告〔候〕^(抹消)教育令左ノ通改正

〔削除〕追加候条此旨布告候事

年号 年月日

改正案

第二条 学校ハ小学校中学校大学校師範学校専門学校〔職工学
校〕其他各種ノ学校トス

〔理由〕学術ノ生産力ニ関スルヤ大ナリト雖モ直接ニ其力ヲ

現ジ又広ク社会ニ実業ヲ起サシメ専門学校ニ並ンデ学校類
中ノ要部ヲ占ルモノハ職工学校ヲ以テ最ナリトス而シテ教
育令中此名称ナキハ頗ル闕典ニ属ス是レ本条改正ノ要旨ナ

第三条 小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ其学科ヲ

読書習字算術地理歴史修身等ノ初步トス土地ノ情況ニ隨ヒテ

野画唱歌体操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女

子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ

但已ムヲ得ザル場合ニ於テハ読書習字算術地理歴史修身ノ

中地理歴史ヲ減ズルコトヲ得

〔朱書〕理由 現行ノ令ニ於テハ読書習字算術地理歴史修身ノ六科

ヲ以テ小学必須ノ学科トス其一ヲ欠ケハ則チ小学ニアラザ

ルナリ普通教育ニアラザルナリ夫レ地理ヲ講シテ本邦ノ形

勢ト其万国ニ對スル關係トヲ弁シ歴史ヲ学ビテ國家ノ沿革

ト人事ノ変遷トヲ考フルハ人ト成リテ社会ノ員ニ列スル者

ノ知ラザル可カラザル緊要ノ事ナリト雖モ之ヲ修身ノ彝倫

ヲ明ニシ及ビ読書習字算術ノ用ヲ言語ニ齊フスル者ニ比ス

レハ其緩急固ヨリ逕庭アリ而シテ学齡八年間此等六科ノ学

ヲ修ムレバ其習熟ノ観ルヘキモノ無キニアラズト雖モ地ニ

都鄙ノ別アリ人ニ貧富ノ異アリ且今日人民ノ生計社会ノ程

度ヲ熟視スルニ全国ノ児童ヲ挙ゲテ尽ク八年ノ就学ヲ畢ラ

シメントスルハ勢必ス行ハルベカラザルナリ唯八年就学ノ

行ハルベカラザルノミナラズ更ニ之ヲ短縮シテ六年トスル

モ亦未ダ必ズシモ能ハザルナリ且其就学ノ期愈々縮マレバ

其諸科ヲ修ムルヤ愈々難シトス故ニ其六科ヲ併セ授ケテ以

テ共ニ習熟セザランヨリハ寧口其一二ヲ減シテ以テ専ラ習

フ所ニ熟セシムルノ實用ニ適スルニ如カザルナリ是レ此改

正案二但書ヲ加ヘ地理歴史二科ノ如キハ事情ニ隨ヒテ或ハ

修メ或ハ修メザルヲ得セシメ以テ学期ニ長短アルノ条ト相

照シテ以テ其宜キヲ得セシムル所以ナリ

第八条 (朱書)〔職工学校ハ諸般ノ工芸ヲ授クル所トス〕

以上(朱書)〔數条〕掲クル所何ノ学校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スル

コトヲ得ヘシ

〔本条改正ノ理由ハ第二条ノ下ニ掲クルヲ以テ更ニ此ニ贅

(朱書)〔各町村ハ府知事県令ノ指示ニ従ヒ独立或ハ聯合シテ

其学齢児童ヲ教育スルニ足ルベキ一箇若クハ數箇ノ小学校ヲ

(朱書)〔設置スペシ〕

〔但本文小学校ニ代ルヘキ私立小学校アリテ府知事県令ノ認

可ヲ経タルトキハ別ニ設置セザルモ妨ゲナシ

理由 現行ノ令ニ於テハ町村ヲシテ公立小学校ヲ建設スル

ノ義務ヲ負ハシムルニ止リ而シテ之ヲ設クルノ制限ニ至リ

テハ則チアル「無シ是レニ由リテ生スルノ弊一ニシテ足ラ

ズ蓋寒郷僻陬人口疎少ノ地ニシテ毎村毎町必ス学校ヲ設ク

ルトキハ費用給セス校舎整ハズ授業拵ラズ合格ノ教員聘ス

ル能ハズ適當ノ器具備フル能ハズ之ガ為メニ児童ノ心性ヲ

傷ヒ健康ヲ害スル等ノ弊枚挙スルニ遑アラズ此ノ如キハ則

チ其町村既ニ学校ヲ設置スルノ名義アルヲ以テ其負フ所ノ

義務ヲ尽セルガ如ク見ユルト雖モ其実効ヲ考フルトキハ猶

設立スル者ニ於テ之ガ適當ノ制限ナキヲ以テ三四里若クハ

五六里ノ間僅ニ一校ヲ設立スルアリ或ハ未タ甚ダ広遠ナラ

ザルモ山河ノ阻隔スルモノヲ併セテ一学校区ヲ立ツルアリ

是レ皆学齢児童ノ通学ニ耐フル能ハザル所ナリ或ハ人口稠

密ニシテ生計ノ度甚ダ低カラザルモ其人民未ダ学業ノ利ヲ

曉ラザルガ故ニ学校ノ為メニ資財ヲ出スヲ好マズ纔ニ狭隘

ノ校舎ヲ起シテ以テ其義務ヲ免ル、ノロ実ト為シ而シテ其

学舎狭隘ナルヲ以テ学齢児童ヲ容ル、ニ足ラズ其レヲシテ

多ク不学ニ終ラシムラアリ是レ皆学校設置ニ制限ナキノ致

ス所ニアラズンバアラザルナリ而シテ其弊猶未ダ此ニ止ラ

ザル者アリ夫レ学制頒布以来数町村力ヲ併セテ学校ヲ設立

シ其規模略観ルベキ者往々之レアリト雖モ去歳教育令発行

ニ至リ学校分合ノ事ヲ挙ゲテ之ヲ町村ニ属シテヨリ其学校

敷地ノ属スル町村外ノ者ハ之ヲ視ル「自己町村ニ関セザル

者ノ如ク校費ヲ出サズ児童ヲ遺ラズシテ連リニ分離ヲ主張

スル者アリ甚キハ曩ニ協議上ヨリ積ミ立テタル資金ヲ分割

シテ各自ニ学校ヲ設立セントスル者アリ而シテ其弊ノ窮極

スル所遂ニ合資ヲ以テ設立セル整備ノ学校ヲ毀チテ各自微

シテ振ハザルニ終ラシム是レ等ノ如キモ現今ノ令ニ於テハ

力ノ学校ヲ創起シ其費用ハ前日ニ倍シ而シテ却リテ学事ヲ

シテ禁ズル能ハザルナリ是レ今回ノ改正ニ於テ「児童ヲ教

育スルニ足ルベキ」云々ノ字句ヲ加ヘテ其設立ノ目的ヲ明

ニシ又其制限アルノ精神ヲ明示シ「府知事県令ノ指示」

云々ノ文字ヲ加ヘテ其果シテ児童ヲ教育スルニ足ルヤ否ヤ

ヲ監スルノ權ヲ府知事県令ニ付シ以テ妄リニ分合スルノ弊

ヲ制セントス其但書ニ於テ「本文小学校ニ代ルベキノ」文
字ヲ以テ「公益タルベキ」ノ句ニ換フルモノハ蓋シ公益ノ

文字タル意義稍不定ニ属スルヲ以テナリ

第十条 (未書) 【各町村ハ学務ヲ幹理セシメンカ為ニ小学校ヲ設置ス

ル独立或ハ聯合ノ区域ニ学務委員ヲ置キ戸長ヲ以テ其員ニ加
フヘシ】

(未書) 但人員ノ多寡給料ノ有無及其額ハ区町村会之ヲ評決シ府知

事県令ノ認可ヲ経ヘシ】

理由 本条ノ改正案ニ三箇ノ要点アリ学務委員ヲ設置スル
ノ地ヲ定ムル一ナリ戸長ヲ以テ其員中ニ加フル二ナリ区町
村会ヲシテ委員ノ数及ビ其給料ヲ評決セシメ又府知事県令
ヲシテ之ヲ認可セシムル三ナリ夫レ現行ノ令ニ於テハ唯學
務委員ヲ置クベシト云フニ止マリテ其之ヲ何レノ所ニ置ク
「ニ言ヒ及バズ則チ学校ヲ設置維持スルノ一区域ニ置クベ
キ乎抑町村ノ聯合シテ之ヲ設置維持スルモ猶毎町村ニ置クベ
ザル可ラザル乎各地ニ於テハ之ヲ明知スル能ハザルヲ以テ
之ガ説明ヲ請フモノ往々之レアリ是レ改正文中「小学校ヲ
設置スル」云々ノ文字ヲ掲ゲル所以ナリ夫レ戸長ノ職タル
町村公共ノ事務ヲ統ブルヲ以テ夫ノ衛生委員ノ如キモ亦之
ヲ助ケテ以テ其事ヲ行ヘリ然ルヲ學事ニ於テハ独リ学務委
員専ラ之ヲ掌理スルトキハ其施為ノ力薄弱ナルノミナラズ
或ハ事務重複ノ煩ヲ起シ或ハ彼此扞格ノ意ヲ生ズルノ憂ア
リ且ツ各地方ノ景況ヲ通觀スルニ大凡戸長ト為ル者ハ其町
村ニ名望アル者又ハ材幹衆ニ超ユル者又ハ旧家ニシテ郷閭

ニ尊重セラル、者等ニシテ固ヨリ其町村人民ノ上流ニ居ル
者ナルガ故ニ其言自ラ行ハレ易キノ勢アリ故ニ之ヲシテ學
務委員ト共ニ事ニ從ハシメハ其學事ニ裨益アル蓋シ細小ニ
アラザルナリ啻是ノミナラス区町村会起リテヨリ以来町村
公共費ノ予算ヲ立テ、之ヲ議場ニ弁明スルハ則チ戸長ノ主
トシテ任スル所ナリ而シテ學校ノ費用亦其一二居レリ蓋シ
現行教育令第十条第十二条ニ由レバ町村ノ學費ヲ議會ニ弁
明スルハ學務委員ノ務メタラザルベカラズ而シテ實際ニ於
テハ却リテ之ヲ戸長ノ為ス所ニ帰セリ其事務ノ相交渉シテ
分離シ難キ既ニ此ノ若クンバ則チ令中明文ヲ掲ゲテ以テ其
職務ヲ定メザル可ラス是レ戸長ヲ以テ委員ノ中ニ加フル所
以ナリ抑學務委員ノ職タル常ニ町村ノ學事ヲ幹理ス既ニ此
職アリ則チ其適當ノ給料ナカル可ラス蓋シ之アルヘクシテ
而シテ之ナキトキハ委員タルモノ実ニ其職任ノ責ナキ者ノ
如シ然バ則チ必ス之ヲ与フルトセンカ或ハ富豪有為ノ人ニ
シテ此撰ニ当リ身公益ニ任ズルノ榮誉ヲ悦ビ給料ヲ受クル
ヲ屑トセザルアリ故ニ此ヲ与フルト否ザルトハ土地ノ情況
及ビ委員其人ノ地位ニ由リテ之ヲ斟酌セザル可ラズ必ズ之
ガ一定ノ制度ヲ立テ、以テ之ヲ規スルヲ得ス是レ其給料ヲ
町村会ノ議ニ付スルヲ要スル所以ナリ然リト雖モ之ヲ与フ
ベクシテ而シテ与ヘズ遂ニ委員ヲシテ無報ノ勞ニ服セシメ
因リテ以テ學事ヲ振ハザルニ至ラシムルハ亦往々見ル所ノ
通弊ナリ故ニ專ラ之ヲ町村ニ委セズ必ズ府知事県令ノ認可
ヲ経セシメテ以テ一方ニ偏倚セザラン「ヲ期ス是レ本条改

〔正ノ大旨ナリ〕

第十一條

(朱書)

〔學務委員ハ町村人民其定員ノ二倍若クハ三倍ヲ薦

舉シ府知事県令其中ニ就テ之ヲ選任スヘシ〕

(朱書)但薦举ノ規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ經

ヘシ

理由 現行ノ令ニ於テ学務委員ハ町村人民ノ撰挙タルベシ

トアリ而シテ其選挙セル者ハ直チニ委員ト為ルヲ得ル乎抑

刑余ノ人ノ若キ公共ノ信憑ヲ托スルノ性質ヲ欠クモノニ於

テハ地方官法律ニ因リテ附与セラレタル監督ノ權〔教育令

第十二條〕ニ因リテ之ヲ改選セシムルヲ得ル乎或ハ一旦委

員ト為ルノ後ト雖モ其人職任ニ適セサルニ於テハ地方官之

ヲ改選セシムルヲ得ル乎是等ノ諸点皆令中ニ明掲セザルヲ

以テ実施ノ際疑義ヲ生ズル者ナキニアラズ若シ撰挙セラ

ル、者ハ直チニ委員トナリ如何ノ事由アルモ地方官之ヲ進

退スルノ力ナシト解釈セバ則チ是ヨリ生ズルノ弊實ニ言フ

ニ勝ヘザルモノアリ蓋シ町村学事ノ挙ルト否ザルトハ学務

委員其人ヲ得ルト否ザルトニ由レリ何トナレバ児童ノ就学

ヲ促シ学資ノ募集ヲ計リ学校ノ維持ヲ力メ不就学ノ事故ヲ

查スル等ハ地方官郡区長ノ之ヲ管理スルアリト雖モ躬其町

村ニ住シ親ク之ガ事情ヲ識ルハ即チ学務委員ノ深切ニシテ

手ヲ下シ易キニ如ザレバナリ然レヒ人民未ダ学問ノ利ヲ曉

ラズ劇場祭礼ノ為メニ千金ヲ捐ツルモ学校ノ為メニ拾金ヲ

出スヲ悦バズ俳優力土ノ為メニ款待ヲ尽スモ教員ノ為メニ

札意ヲ表スルヲ厭フガ如キ未ダ普通学ノ人生ニ必需ナルヲ

知ラズ就学ハ社会ノ公務タルヲ弁ゼザルノ地方ニ於テハ学

務委員其人ヲ得テ児童就学ノ督促ニ遭ハンヲ恐レ勉メテ文

筆ヲ解セズ学事ヲ弁ゼザルノ人ヲ挙ケ甚キハ刑余ノ人ヲ撰

バントスル者アルニ至ル故ニ其制限ノ設ケ豈今日ニ已ムヲ

得ンヤ然リト雖モ委員ハ人民ノ委托ヲ受ケテ町村公共ノ義

務ヲ代理スル者ナルヲ以テ人民ノ之ヲ推薦スルヲ得ルハ実

ニ町村自治ノ精神ニ出ヅル者ナレバ固ヨリ其疆界ヲ侵スペ

キニ非ス唯府知事県令ヲシテ其監督ノ權ヲ此際ニ実行セシ

メンヲ要ス然レヒ其法タル推薦人ヲ得ザルニ当リ之ヲ拒ミ

テ再撰セシムガ如キハ未ダ其宜キヲ得タリト云フ可カラズ

何ントナレバ其事タル唯被推薦者ノ名譽ヲ毀チ推薦者ノ煩ヲ重

スルノミナラズ其レヲシテ自ラ不快ノ念ヲ懷カシメ以テ官

民乖離ノ端ヲ開クニ庶幾ケレバナリ故ニ当初其員ノ二倍若

クハ三倍ヲ推薦セシメ其中ニ就キテ選任スルヲ得ル丁改正

案ノ若クナラシメバ則チ一時ニシテ二回若クハ三回ノ推薦

ヲ行フト其効ヲ同クセントス此クノ如ンバ則チ官民共ニ偏

重ノ弊無キヲ得ン夫ノ推薦ノ制限ノ若キ倘文部省ニ於テ之

ヲ定メ國中ノ広キ都鄙ノ隔タレルヲ省セス画一ノ制度ヲ以

テ之ヲ規セントセバ或ハ事情ニ適セズシテ扞格行ハレザル

ノ地ナキヲ保ツ可ラス故ニ府知事県令ヲシテ先づ其案ヲ起

草セシメ而シテ後其区々ニ分岐シ東隅西陬之ガ權衡ヲ失フ

ナカラシメンガ為メ且其事ノ重要ナルガ為メニ之ヲシテ文

部卿ノ認可ヲ請ハシメントス是レ本条改正ノ要旨ナリ

第十四条

(朱書)

〔學齡兒童ヲ就学セシムルハ父母後見人等ノ責任タ

ルヘシ

第十五条 (朱書)
〔父母後見人等ハ其学齢児童ノ小学科三箇年ノ課程ヲ卒ラサル間已ムヲ得サル事故アルニアラサレハ少クトモ毎年十六週日以上就学セシメサルヘカラス又小学科三箇年ノ課程ヲ卒リタル後ト雖モ相当ノ理由アルニアラサレハ毎年就学セシメサルヘカラス〕

(朱書)
〔但就学督責ノ規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可

ヲ経ヘシ

理由 現行ノ令ニ於テハ事故アリテ就学セシメザル者ハ其事由ヲ学務委員ニ陳述スベシトアリ而シテ其事故トハ如何ナルモノヲ指スヤ一定ノ釈義ナク又行政規則ヲ以テ之ヲ定メシムル「ヲ言ハズ是レ児童ノ就学ヲ以テ父母後見人ニ負ハシムルノ義ト協ハザルナリ何ントナレバ一方ニ於テハ法律上ノ責ヲ父母後見人ニ負課シ一方ニ於テハ其負課ヲ免ル、ト免レザルトノ要質ヲ定メザレバナリ況シヤ其之ヲ学務委員ニ陳述スルニ止マルニ於テヲヤ且第十四条ニ於テハ十六箇月ヲ以テ児童就学ノ最短期トシ此期ヲ過グルヰハ就学ノ責ナシトセリ夫レ児童六歳ニシテ小学ニ入り纔二年四箇月ヲ經テ修ムル所ノ普通学ハ成丁ノ後ニ至リ果シテ其身ヲ益スルニ足ルベキ乎仮令改正案第三条ノ如ク地理歴史ノ二科ヲ除キ簡易ノ科ノミヲ修メシムルモ尚且其用ニ適セザルヲ知ルナリ既ニ其用ニ適セズ安ゾ之ヲ以テ責ヲ免ル、ノ定限トスルヲ得ンヤ況シヤ唯十六箇月云々ト言フトキハ仮令父母タル者財計余リアリ児童ヲシテ全備ノ小学ヲ修メ

シムルニ足ルト雖モ己レ学問ヲ悦バザレバ則チ児童ノ就学十六箇月ヲ以テ我ガ義務畢レリト為シ直チニ之ヲシテ退学セシムルモ既ニ法律ノ之ヲ許スアレバ何ニ因リテ之ヲ拒止スル「ヲ得ンヤ而シテ児童ハ固ヨリ智慮鮮キガ故ニ遊戲百端唯其課業無キヲ悦ビ徒ニ歳月ヲ涉リ其人ト成ルニ及ビ始メテ自ラ悔イ是ニ至リテ父母ヲ恨ムルモ亦何ノ益カアラン故ニ此ノ如キ場合ニ於テハ社会ノ集力即チ政府ナル者此等私人ノ利害ヲ推定シテ其間ニ干渉シ幼者ノ権利ヲ保護スルハ勢ノ已ム可カラザルモノトス何ントナレバ児童タル者未ダ己レノ利害ヲ判別スルノ能力無ク而シテ父母又之ヲ賊フニ方リテハ則チ政府ヲ除クノ外又之ヲ擁護スル者アラザレハナリ蓋シ律眼ノ幼者ヲ見ルヤ成丁ノ人ニ異ナリ夫ノ幼者ノ職業時間ヲ制限スル事ノ如キ以テ見ルベシ故ニ雇主ト父母トノ約束ヲ以テ幼者ヲ工場ニ役セシムルニ当リ父母ハ雇銀ノ多キヲ負リ雇主ハ使用時間ノ長キヲ利シ而シテ児童脆弱ノ体ヲ役スル常度ニ過ギシムルモ幼者自ラ其身ニ巨害アルヲ曉ラズ其人ト為ルニ及ビテ身体枯瘁竟ニ用ニ耐ヘザルニ至ル此ノ如キハ少年自衛ノ力無ク父母又之ヲ賊フモノニシテ政府ヲ除クノ外能ク之ヲ防ク者アルナシ是レ泰西文明ノ國ニ於テ幼者労役ノ時間ヲ制限スルヲ以テ社会ノ幸福ヲ保スル必要ノ法律トスル所以ナリ而シテ普通教育ノ責ヲ父母ニ課スルモ亦主義ヲ此理ニ均クスルトキハ則チ決シテ之ヲ緩漫ニ付ス可カラザルナリ故ニ今回ノ改正案ニ於テハ已ムヲ得ザルノ事故アルニアラザレハ児童ヲ就学セシメザル

可カラザルノ義ヲ定メ且其最短期十六箇月ヲ改メテ三箇年
トスルモノハ三年ノ時月ヲ費ヤシテ以テ小学最低ノ課程ヲ
全ク修ムルヲ得バ稍其終身ヲ裨益スルニ及ズベキガ為メナ
リ而シテ土地ノ事情職業ノ状態ニ隨ヒ三箇年連続シテ学ニ
就ク能ハザルモノハ毎年時ニ徙ヒテ就学シ三箇年ノ課程ヲ
卒ルニ至リテ始メテ其責ヲ免レシム其毎年十六週ヲ以テ限
トスル亦偶然ニアラザルナリ夫レ小学ノ開校ヲ毎年三十二
週ト定ムルトキハ三箇年ニシテ九十六週ナリ学齡八箇年間
毎年就学スルコト十六週ナルトキハ通計一百二十八週ナリ
是レ三箇年連続シテ以テ就学スル者ヨリ其時ヲ増ス「三十
二週即チ一年ノ開校期ヲ加フルニ同ジ其之ヲ増加スル所以
ノ者ハ夫ノ連續シテ以テ学ブモノハ終始学問ノ念ヲ離レズ
ト雖モ毎年十六週間学ブモノハ一年強半他ノ業ニ從事シテ
學問ノ念殆ド断ユ其念ヲ離レザル者ハ業速ニ成リ易ク其念
断ユルモノハ遺忘ノ患免レ難シ故ニ通計一年ノ開校期ニ當
ルノ時ヲ加ヘテ以テ之ヲ補フノミ抑法律ハ其既ニ三年ノ課
程ヲ卒フルモノニ於テ一切就学ヲ望マザルベキ乎曰ク否ザ
ルナリ夫レ三年ニシテ業ヲ卒フルハ小学最低ノ課程ノミ豈
之ヲ以テ足レリトスト謂ハンヤ故ニ既ニ之ヲ卒フル者ト雖
モ生計余アリ且職業ノ為スベキ無キモノハ之ヲシテ学齡間
就学セシメン「ヲ要ス然リト雖モ人ニ貧富アリ体ニ強弱ア
リ又初ヨリ就学スル能ハザルアリ或ハ三年就学スル能ハザ
ルアリ故ニ已ムヲ得ザルノ事故アル者ハ全ク其責ヲ免セシ
メザル可ラズ既ニ三年ノ業ヲ卒ヘテ特殊ノ学ヲ修メントス

ルモノアリ職業工芸ニ從事セントスル者アリ其相当ノ理由
アルハ学齡間普通学ニ就カザルモ亦可ナリ而シテ之ヲ実施
スルニ当リ如何ナルモノカ是レ不得巳ノ事故トスベキ如何
ナルモノカ是レ相当ノ理由トナスベキ其大綱ヲ予定スル「
無ケレバ寛嚴人ニ因リテ異ニシテ法律ノ精神ヲ破リ人民ノ
苦害ト為ルノ弊ナキヲ保ツ能ハズ是レ就学督促ノ規則ヲ要
スル所以ニシテ府知事県令之ヲ起草シ文部卿ノ認可ヲ経セ
シムルハ其理由第十二条但書ノ説明ニ同ジ是レ兩条改正ノ
要旨ナリ

第十六条

〔小学校ノ学期ハ三箇年以上八箇年以下タルヘク授
業日数ハ毎年三十一週日以上タルヘシ〕

〔但書〕授業時間ハ一日三時ヨリ少カラス六時ヨリ多カラサルモ

ノトス

理由 学期ト就学ノ期限トハ互ニ交渉シテ分離ス可ラザル
モノトス何ントナレバ其比較相協ハザレハ錯乱シテ行フ可
ラザレバナリ是レ本条最短ノ学期四箇月ヲ改メテ三箇年ト
シ一歳ノ授業四箇月以上ヲ改メテ三十二週日以上トナシ第
十五条ト照応セシムル所以ナリ且現行ノ令ニ於テハ一日ノ
授業時間ニ制限ナキカ故ニ纏カニ一時間ニ満タザルノ授業
ヲ以テ法律要スル所ノ開校日数ニ充ツルモノアリ是ノ如キ
ハ其名アツテ實ナキモノトス或ハ速成ノ功ヲ貧リテ一日八
時間余ニ及ズモノアリ是ノ如キハ兒童ノ心性体质ニ適セズ
徒ラニ倦怠ヲ生ゼシメテ終ニ益ナキノミナラズ却テ健康ヲ
損ズルノ害アリ是レ本条ノ但書ニ於テ其制限ヲ設ケタル所

以ナリ

第十七条 (未書) 学齡児童ヲ学校ニ入ラシメ若クハ巡回授業ニ依ラスシテ

別ニ普通教育ヲ授ケントスルモノハ郡区長ノ認可ヲ経ヘシ

(未書) 但郡区長ハ児童ノ学業ヲ其町村ノ小学校ニ於テ試験セシム

ヘシ

理由 児童ヲシテ学校ニ入ラシメ若クハ巡回授業ニ就カシムル所以ノモノハ他ニアラス其主眼唯普通教育ヲ受シムルニアルノミ故ニ此等ノ手段ヲ除クノ外別ニ普通教育ヲ受シムルノ途アル例ヘバ家庭ニ於テ児童ヲ教育スル者ノ如キハ亦之ヲ許サズルヲ得ズ然リト雖モ之ヲ以テ口ニ籍キ以テ就学ノ責ヲ塞カントスルモノ、如キ或ハ其無キヲ保ス可ラズ是ノ如キハ則チ豈至当ノ監制ヲ為サズルヲ得ンヤ而シテ現行ノ令ニハ此事ヲ欠ケリ是レ今回ノ改正ニ於テ初二ハ郡区長ノ認可ヲ経セシメ又時々試験ヲ為シテ以テ其効ヲ監スル所以ナリ

第十八条 (未書) 小学校ヲ設置スルノ資力ニ乏シクシテ巡回授業ノ方法ヲ設ケ普通教育ヲ児童ニ授ケントスル町村ハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ

(未書) 現行ノ令タル学校ヲ設置スルノ資力ニ乏キ地方ニ於テハ教員巡回ノ方法ヲ設ケテ児童ニ教授セシムルコトヲ得ベシト云フニ止マリ其巡回授業ヲ為スヲ得ルニハ何等ノ手続ヲ以テスペキヲ説ズ是レ町村ニ学校ヲ設置スルノ責ヲ負シムルノ義ニ違フモノナリ何ントナレバ町村ノ人民学校ヲ設ケルヲ悦バザルモノ我地方ハ学校ヲ立ルノ資力ニ乏シト

声言シロヲ巡回授業ニ籍テ僅カニ一二ノ教員ニ數十町村ノ児童ヲ托シ授業ノ実終ニ挙ラザルニ至ルモ曾テ巡回授業ニ一定ノ制度ナキ以上ハ官又之ヲ如何トモスル能ハザレバナリ且ツ其学校ヲ設置スルノ資力ニ乏キト否トハ町村自ラ之ヲ判定スルヲ得ル乎地方官之ヲ判定スル乎法律ニ於テ毫モ之ニ言及スルナシ抑亦不備ノ文ト謂フベシ是レ今回ノ改正ニ於テ「府知事県令」云々ノ句ヲ増加セル所以ニシテ地方ノ情況ニヨリテ之ヲ設ケルヲ得セシムルモ亦徒ラニ之ヲ口ニ籍テ苟モ其責ヲ免ル、者無ラシメント欲スルナリ

第二十条 (未書) 公立学校幼稚園書籍館等ノ設置廃止其府県立ニ係ルモノハ文部卿ノ認可ヲ経ヘク其町村立ニ係ルモノハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ

(未書) 現行ノ令タル公立学校ノ設置廃止ハ府知事県令ノ認可ヲ経セシムルモノトス抑公立学校トハ官立私立ノ中間ニ位スル二種ノ学校ヲ指テ云フモノナリ其府県ニ於テ地方税

其他府知事県令管スル所ノ貲種ヲ以テ設立スルモノ之ヲ府県立ト云ヒ其町村人民ノ協力ヲ以テ設立スルモノ之ヲ町村立ト云フ夫レ府県立ニ於テハ府知事県令恰モ其校主タルノ位地ニ在ルモノ、如シ而シテ現行ノ令ハ都テノ公立ヲ概括シテ之ヲ府知事県令ノ認可スルモノトセリ然ラバ則チ府県立ニ於テハ府知事県令自ラ之ヲ設立シ自ラ之ヲ認可スペシト謂フガ如キモノニシテ其理ニ協ハザル復タ弁スルニ足ラザルナリ是レ今回ノ改正ニ於テハ同一公立ノ名称中ニ就キテ彼此ヲ甄別シ其甲ハ之ヲシテ文部卿ノ認可ヲ経セシメ乙

ハ之ヲシテ府知事県令ノ認可ヲ経セシム此ノ若クニシテ後

始メテ倫次アリト謂フベシ且単ニ学校ヲ擧テ其他教育上須要ノ局部ニ及バザルハ法律ノ不備ナルニ由リ今幼稚園書籍館等ノ文字ヲ増加シテ以テ其意ヲ補ヘリ

第二十一条 (朱書) [私立学校幼稚園書籍館等ノ設置ハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘク其廃止ハ府知事県令ニ開申スヘシ]

(朱書) [但公立小学校ニ代用スル私立小学校ノ廃止ハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ]

理由 現行ノ令ニ於テハ私立学校ノ設立ヲ府知事県令ニ開

申セシムルニ止マル是ニ由テ生ズルノ弊亦尠カラズ夫レ学校ハ世間普通ノ営業ト同カラズ人ノ心性ヲ陶冶シ智徳ヲ左右スルノ要具タリ故ニ其法宜キヲ得レ俗ヲ化シ智ヲ開クノ益アリト雖モ其宜キヲ失ヘバ則チ小ニシテハ人ヲ戕ナビ大ニシテハ俗ヲ壞ルノ害アリ其レ然リ故ニ学術ナキノ人ハ師ト為ス可カラズ素行修マラザル人ハ師ト為ス可カラズ然ルニ現行法ノ如ク学校ノ設立ヲ開申ニ止ムルトキハ学術ナキノ人ニシテ此利器ヲ妄用スルヲ得ルノミナラズ刑余ノ人ト雖モ亦抗顔師位ニ居ルコトヲ得ントス夫れ人ノ身体ヲ左右スル者ハ医師ナリ人ノ心性ヲ左右スル者ハ教師ナリ此要点ニ至テハ公私ノ別ニ因テ変ゼザルモノナリ而シテ医師ノ業ヲ営ムヤ官其性格ヲ鑑ミ教師ノ校ヲ開クヤ其自為ニ任ス

豈人ノ心性ハ身体ニ如カズト謂ハニヤ是レ今回ノ改正ニ於テ其設立ヲ認可セシムル所以ナリ抑其廃止ニ至テハ此ニ異ニシテ官此ニ関スルノ權ナシトス何ントナレバ其設立ヤ將

サニ為スアラントスルモノニシテ事積極ニ属ス是レ世ヲ益

スト雖モ亦之ヲ害スルノ力アリ是レ官ノ認可ヲ要スル固ヨリナリト雖モ其廃止ヤ之ニ反シテ將サニ為スナカラントスルモノニシテ事消極ニ属ス是レ世ニ益セズト雖モ亦之ヲ害スルノ力無シトス政府ハ私人ノ害ヲ為スヲ遏ムルノ任アリト雖モ其レヲシテ益ヲ為サシムルヲ責ムルノ力無シ是レ其校主ノ意ニ放任セザル可ラザル所以ナリ独リ公立学校ニ代用スルノ小学校ニ於テハ之レニ異ナリ其校アルカ為メニ公立学校ヲ設クルノ責ヲ町村ニ免レシムレバ則チ此私立タ

ルヤ恰モ公立ト同一ノ権利ヲ有セリ故ニ律眼ノ之ヲ見ル公立ノモノニ同カラザルヲ得ズ況ンヤ此校ニシテ一旦廃止セラル、ニ於テハ其町村ノ児童直チニ就学ノ途ヲ失フニ於テヤ故ニ之ヲ廃止セザルヲ得ザルノ場合ニ於テハ町村ヲシテ別ニ小学校ヲ設シメザル可カラズ則チ官ニ於テ其廃止ヲ予知スルニアラザレバ不可ナル所以ナリ是レ本条改正ノ大旨ナリ

第二十二条 (朱書) [町村立私立学校幼稚園書籍館等設置廃止ノ規則

ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ]

第二十三条 (朱書) [小学校ノ教則ハ文部卿頒布スル所ノ綱領ニ基キ

府知事県令土地ノ情況ヲ量リテ之ヲ編制シ文部卿ノ認可ヲ経テ管内ニ施行スヘシ]

(朱書) [但府知事県令施行スル所ノ教則ニ准拠シ難キ場合アリテ之ヲ斟酌増減セントシ府知事県令之ヲ許可セントスルトキハ其意見ヲ付シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ]

理由 現行ノ令タル公立学校ノ教則ハ文部卿ノ認可ヲ経立学校ノ教則ハ府知事県令ニ開申セシム此区別タル甚ダ謂レナキモノトス政府ノ学校ニ於ル單ニ公私ノ別ニ拠テ監督ノ途ヲ異ニスペキニアラズ必ズ其教学ノ性質ニ就テ之ヲ処スペキ理義アルノミ何ゾヤ夫ノ専門、工芸、職業等ノ学校タル各々其特殊ノ性質アリテ特殊ノ智術ヲ要スルヲ以テ官ノ利トスル所民ノ不利トスル所タルモ亦知ル可ラズ民ノ見ル所官ノ監ミル所ニ劣ルト謂フ可ラズ語ニ所謂老農老圃ニ如ズト即チ此理ニ同シ故ニ此類ノモノニ於テハ必ズ官其教則ノ細目ニ干渉シテ取裁スルヲ要セザルナリ独リ小学校ニ至テハ是レニ異ナリ其人ヤ学齡兒童ニシテ其学ヤ普通教育ナリ其性質既ニ定マレリ其目的固ヨリ一ナリ其教則モ亦此性質ト此目的トニ合セザル可カラズ若シ其私立ニ係ルノ故ヲ以テ此性質ニ協ザルモ亦可ナリト謂ハンカ小学ノ名称何ニ因リテカ定マラン況ンヤ其公立私立ノ別ナク小学ニ入ルトキハ則チ就学ノ責ヲ尽スモノト法律ノ之ヲ認ムルニ於テヲヤ故ニ今回ノ改正案ニ於テハ其小学ニ関スルノ条ハ公私ヲ問ハズ律眼悉ク同一ノ看ヲ做セリ此理ヲ推シテ之ヲ察スルニ現行令ノ第二十二条第二十三条ノ區別タル干渉スペキニ干渉セズ而シテ干渉スペカラザルニ干渉スルモノニシテ大ニ其倫次ヲ失フモノタルヲ灼知スペキナリ其小学校ニアザル諸種学校ノ教則細目ハ官之ヲ取裁スルヲ要セザルノ理ハ既ニ之ヲ明カセリ然ラバ則チ全ク之ヲ放置スペキ乎曰ク否其設立ヲ認可スルト否トハ略一定ノ限界ナカル可カラ

(下)

ズ唯其學問ノ自由ヲ掣肘ス可カラザルノミ學校設置ノ目的
講學ノ要領教員ノ履歴學校維持ノ方法ノ如キ皆官ノ知ラザ
ル可カラザルモノナリ其廢止ニ於ルモ亦其理由ヲ知ルニア
ラザレバ認可スルト否トノ標準ヲ立ツルニ由ナシ是レ其要
領ヲ定ムルノ規則ヲ要スル所以ナリ其小学ニ於ル固ヨリ一
定ノ主義ニ基クト雖モ全國ノ廣キ都鄙ノ隔タル其細目ニ至
リテハ固ヨリ取捨セザル可ラズ是レ文部卿之レガ綱領ヲ定
メ府知事県令ヲシテ土地ノ情況ヲ量リ教則ヲ編制セシムル
所以ナリ而シテ一地方中又之ヲ取捨セザル可カラザルニ於
テハ更ニ斟酌增減シテ以テ其事情ニ応ズルヲ得セシム但其
範圍ヲ超脱シ普通教育ノ大旨ニ違ハザランガ為メニ官ノ認
可ヲ経テ之ヲ行フヲ得セシム是レ第二十二条第一十三条改

第二十三条

（朱書）理由現行

二十三条〔各府県ハ小学校教員ヲ養成センカ為ニ師範学校ノ設置スヘシ〕
(未書)
理由 現行令ノ本条ニ於ケル各府県ニ於テハ便宜ニ随テ公立師範学校ヲ設置スペシトアリ既ニ便宜ト云フトキハ之ヲ設ケザルモ亦可ナルガ如シ夫レ小学ノ整否ハ教員ノ良否ニ関シ教員ノ良否ハ師範学校ノ整否ニ原セリ師範学校ノ小学ニ於ケルヤ必ス消長ヲ同クスル者ニシテ師範学校衰ヘテ小学校ノ独リ盛ナルハ各国ノ実歴ニ徵シテ未ダ之レアラザルナリ我国普通学ヲ督励シテヨリ今ニ及ンデ各府県師範学校ノ設ナキ者モアラズト雖モ其年ヲ歴ル尙ホ浅ク教員ニシテ師範学科ヲ卒業シタル者ハ全国ニ通シテ十中ノ一二過ギズ

他ハ皆旧時ノ学ヲ講ジテ教授ノ術ヲ知ラザル者ナリ且偏僻地ニ至テハ実ニ良師ニ乏シキヲ以テ大低僧侶修驗習字師ノ徒少シク字ヲ識リ書ヲ読ム者ノ纔力ニ其員ニ充ルノミ学事ノ振ハザル職トシテ其一原因タラズンバアラズ故ニ今日以来師範生徒ノ教養ニハ最モ力ヲ致サバアル可カラズ而シテ小学ノ設ケ人民必為ノ責タル以上ハ師範学校ノ設ケ亦豈苟モ便宜ニ任スペキモノナランヤ是レ則チ便宜云々ノ句ヲ削ル所以ニシテ「小学教員ヲ養成センガ為ニ」ノ句ヲ加フルハ其目的ヲ明示セントスルニアルナリ

第三十八条(朱書) 小学校教員ハ官立公立師範学校ノ卒業証書ヲ有スルモノトス

〔但本文師範学校ノ卒業証書ヲ有セスト雖モ府知事県令ヨリ教員免許状ヲ得タルモノハ其府県ニ於テ教員タルモ妨ケナシ

理由 現行令ノ本条ニ於ケル單ニ師範学校云々トアリテ其官公私ノ別ヲ言ハズ是レ構成不備ノ私立師範学校ヲ起シ簡易ノ学科ヲ教授シテ卒業証書ヲ与ヘ之ヲ受ルノ人ヲシテ教員タル「ヲ得セシメントス或ハ曰ン私立ト雖モ其整備スル者ニ於テハ亦可ナラズヤト然リト雖モ是レ實際上必ス無キノ事ナリ師範学校ノ性質タル之ヲ教ユル者因テ以テ利益ヲ占ルノ余地ナシ公共ノ負担スル所トナリテ初メテ維持スルヲ得ル者トス故ニ私立ニ係ルモノハ必ズ其費用ヲ減省シテ其構成不備タラザル「ヲ得ズ是レ私立師範学校ノ望ヲ属ス可カラザル所以ニシテ既ニ已ニ不備ナル「ヲ予知スレバ豈

削除案

第二十八条(抹消) 公立小学校ヲ補助センカ為ニ文部卿ヨリ毎年補助金ヲ各府県ニ配付スヘシ

第二十九条 府知事県令ハ文部卿ヨリ領取セシ補助金ヲ各公立

小学校ニ配付スヘシ

第三十条 前年中授業四箇月ニ満タサリシ小学校ニハ補助金ヲ配付セサルヘシ

第三十一条 私立小学校タリト雖モ府知事県令ニ於テ其町村人民ノ公益タルコトヲ認ムルトキハ補助金ヲ配付スルコトヲ得ヘシ

第三十二条 教員巡回ノ方法ヲ以テ教授セシムルコト一箇年四箇月以上ニ至ルノ町村ニハ補助金ヲ配付スルコトヲ得ヘシ

第三十六条 公立師範学校ノ整備ヲ要センカ為ニ文部卿ヨリ補助金ヲ各府県ニ配付スルコトアルヘシ

〔理由〕 文部省ニ於テ普通教育ヲ奨励センガ為メ是レマデ年々定額ノ中ニ就キテ各地方ニ補助金ヲ配付セリ而シテ其額年々同一ナラズ其始メニ方リテ七拾万円ヲ出セシ「アリト雖モ本省ノ定額減少セルニ隨ヒテ漸ク其数ヲ殺ギ十四年

之ヲ以テ官公立ト同一視スルヲ得ベケンヤ故ニ今回ノ改正案ニ於テハ官立公立ノ四字ヲ加ヘタリ且現行令ノ但書タル「教員ニ相応セル学力アル」云々トアリ然ルニ其相応セルト判定スルハ果シテ誰ノ職タル「ヲ詳ニセス故ニ之ヲ改正シテ其義ヲ明ニセリ

度ニ至リテハ定額更ニ減ズルヲ以テ既ニ補助金ヲ出スノ余裕アル「ナシ蓋シ補助金ノ配付タル普通教育ヲ必課スルノ制度ニ於テハ相伴ヒテ必ズ無カル可カラザルモノトス何ントナレバ土地肥瘦ト人民ノ貧富トヲ問ハズ児童ノ就学学校ノ設立ヲ督促スル以上ハ政府モ亦其幾分ヲ支出シテ以テ其力ヲ助ケ其志ヲ励マサル可カラザレバナリ而シテ此補助金タル出ス所ヨリシテ之レヲ見レバ巨額ナリト雖モ各地方ノ学校ニ配付スルニ及ビテハ一校ノ得ル所僅ニ五六円ニ過ぎズ然ラバ則チ之ヲ存スルト廃スルト實際ニ於テ全ク影響ナキカ曰ク否夫レ教育令ノ發行アリテヨリ政府ハ教育ヲ督促セズシテ人民ノ自為ニ放任セリト誤解セルモノ鮮カラズ則チ今回ノ改正タル大ニ此類勢ヲ挽回センガ為メ一層督促ヲ嚴ニセルガ故ニ啻從来ノ補助金ヲ廃ス可カラザルノミナラズ更ニ幾分ヲ増加シテ以テ此精神ヲ助ケザルヲ得ザル者ノ如シ然リト雖モ從來ノ配付ハ實際ニ益スルノ力甚ダ乏キヲ以テ更ニ此金額ヲ転用シ獎勵ノ方法ヲ変更セザル可カラズ然ルニ事之ニ反シ一方ニ於テハ督促ヲ嚴ニシ一方ニ於テハ單ニ補助金ヲ廃ス故ニ今回改正案ヲ行ハント欲スルニ方リ此一事ニ至リテハ実ニ遺憾ナキ能ハザルナリ然ト雖モ既ニ之ガ余裕アル無ケレバ則チ之ヲ廃セザルヲ得ズ故ニ是等數条ノ刪除ハ固ヨリ其望ム所ニアラズ則チ已ムヲ得ザルニ出ヅルノミ但別ニ督励法ノ考案アルアリト雖モ事施政ノ務メニ属シ是等数条刪除ノ理由ニ関セザルヲ以テ敢テ此ニ贅セズ

追加案

(朱書) 第四十八条 町村立学校ノ教員ハ学務委員ノ申請ニ因リ府知事

県令之ヲ任免スヘシ

第四十九条 町村立小学校教員ノ俸額ハ府知事県令之ヲ規定シ

テ文部卿ニ開申スヘシ

第五十条 品行不正ナルモノハ教員タルコトヲ得ス

理由 教育ノ目的ヲ達スルト否トハ實ニ教員其人ヲ得ルト否トニ係リ教員其人ヲ得ルト否トハ其待遇ノ厚キト否トニ由ル学制ノ精神弛緩シテヨリ人民漸ク教育ヲ輕視シ教員ノ學業居心如何ヲ問ハス唯給料ノ寡キト其人ト為リノ制シ易キトヲ是レ視ルノミ夫レ重賞ノ下ニ能者出デ功名ノ門ニ材者集マル今ヤ教員タル者ハ利益ナク又勢位ナシ此ノ如クニシテ材能ノ士ヲ得テ教員タラシメントスルハ尚ホ木ニ縁テ魚ヲ求ルガゴトキナリ故ニ有為ノ人ハ教員トナルヲ屑トセス其一時教員ト為ル者モ胸中自ラ平カナル能ハズ幾許ナラズシテ去テ他ニ之ク其循々トシテ職ヲ守ル者ハ人看テ事ニ勝ヘザルモノ、如クス是ニ於テカ教員ノ位地日ニ低下ニ趣キ学事漸ク荒ミ学校ノ信用日ニ衰フ其弊亦極マルト謂フベキナリ是レ此等ノ三条ヲ追加スル所以ニシテ其府知事県令ヲシテ此ヲ任免セシムルハ其職ヲ重ズルニ在テ其俸額ヲ規定セシムルハ妄ニ其給料ヲ減少セザラシムルナリ而シテ教員ノ職任重ク給料モ亦其職ニ応ズル以上ハ隨テ之ヲ責ルモ亦嚴ナラザル可ラズ是レ品行正シカラザルモノヲシテ教員

ノ名ヲ冒カサシムルハ法律ニ於テ禁ズルヲ明示スル所以ナ

リ

教育令

第五十一条 各府県ハ土地ノ情況ニ隨ヒ中学校ヲ設置シ又専門学校職工学校等ヲ設置スヘシ

教育令
明治二十九年九月
颁布

理由 各府県大低中学校等ノ設ケアラザルハナシ而シテ府県会起リテヨリ往々之ヲ無用視シ動モスレハ廢止セントスルニ傾クノ勢アリ公平ノ眼光ヲ放ツテ之ヲ觀ルニ地方ノ中学校等現時悉ク整備シテ又議スベキモノナシト謂フベカラスト雖モ之ヲ改良スル「ヲ勉メズ中道ニシテ廢止スルハ特ニ学事ノ退歩ヲ促スノミナラズ其土地人民ノ損失モ亦細ナラズト謂フベシ蓋シ各地方ニ於テ学齡児童普通学科ヲ卒業スルノ後更ニ高等ノ学科ヲ修メント欲スル者アルモ若シ此等学校ノ設置アラザルトキハ更ニ進ンデ高上ノ学ニ就クノ道ナク已ムヲ得ズ遠ク笈ヲ負フテ都下ニ遊ントスレバ旧地ニ在テ学ブニ比スルニ其費耗スル所ハ往々之ニ倍セントス況ヤ既ニ設立セル学校ニシテ俄然トシテ之ヲ廢止スレバ曩ニ注入セル所ノ資本ハ一朝徒費ニ帰シテ止マントスルニ於テヲヤ是レ今回本条ヲ設ケテ予メ其損害ヲ未然ニ杜ガント欲スル所以ナリ然リト雖モ今日ニ当リ其未ダ中学ノ設ケナキ地方ニ向テ強ヒテ之ヲ課セザル可カラザルモノトスルニハアラズ是レ即チ「土地ノ情況ニ隨ヒ」云々ト注意ノ言アル所以ナリ

〔表紙〕

教育令

第一条 全國ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統攝ス故ニ學校幼稚園書籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ

第二条 學校ハ小學校中學校大學校師範學校專門學校
〔職工学校〕其他各種ノ學校トス

第三条 小學校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ其學科ヲ讀書習字算術地理歷史修身等ノ初步トス土地ノ情況ニ隨ヒテ異画唱歌体操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ

〔但已ムヲ得サル場合ニ於テハ讀書習字算術地理歷史修身ノ中地理歴史ヲ減スルコトヲ得〕

第四条 中學校ハ高等ナル普通學科ヲ授クル所トス

第五条 大學校ハ法學理學医学文學等ノ専門諸科ヲ授クル所トス

ス

第六条 師範學校ハ教員ヲ養成スル所トス

第七条 專門學校ハ専門一科ノ學術ヲ授クル所トス

第八条 〔職工学校ハ諸般ノ工芸ヲ授クル所トス〕以上

〔數條〕掲クル所何ノ學校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スルコトヲ

得ヘシ

第九条 (抹消) [各地方ニ於テハ毎町村或ハ數町村聯合シテ公立小学校ヲ設置スヘシ] (加筆・朱書) [各町村ハ府知事県令ノ指示ニ従ヒ独立或ハ聯合シテ其学齢児童ヲ教育スルニ足ルヘキ一箇若クハ數箇ノ小学校ヲ設置スヘシ]

但(抹消) [町村人民ノ公益タルヘキ私立小学校アルトキハ別ニ公立小学校ヲ設置セサルモ妨ケナシ] (加筆・朱書) [本文小学校ニ代ルヘキ私立小学校アリテ府知事県令ノ認可ヲ經タルトキハ別ニ設置セサルモ妨ケナシ]

(加筆・朱書) [各]町村内ノ学校事務ヲ幹理セシメンカ為ニ小学校ヲ設置スル独立或ハ聯合ノ区域ニ学務委員ヲ置(抹消) [クヘシ] (加筆・朱書) [キ]戸長ヲ以テ其員ニ加フヘシ]

但人員ノ多寡給料ノ有無(抹消) [ハ其町村ノ適宜タルヘシ] (加筆・朱書) [及其額ハ区町村会之ヲ評決シ府知事県令ノ認可ヲ經ヘシ]

(加筆・朱書) [其]町村人民(抹消) [ノ]選挙タルヘシ] (加筆・朱書) [其定員ノ二倍若クハ三倍ヲ薦舉シ府知事県令其中ニ就テ之ヲ選任スヘシ]

(加筆・朱書) [但薦挙ノ規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ]

第十一条 (加筆・朱書) [各]町村内ノ学校事務ヲ幹理セシメンカ為ニ小学校ヲ設置スル独立或ハ聯合ノ区域ニ学務委員ヲ置(抹消) [クヘシ] (加筆・朱書) [キ]戸長ヲ以テ其員ニ加フヘシ]

但人員ノ多寡給料ノ有無(抹消) [ハ其町村ノ適宜タルヘシ] (加筆・朱書) [及其額ハ区町村会之ヲ評決シ府知事県令ノ認可ヲ經ヘシ]

(加筆・朱書) [其]町村人民(抹消) [ノ]選挙タルヘシ] (加筆・朱書) [其定員ノ二倍若クハ三倍ヲ薦舉シ府知事県令其中ニ就テ之ヲ選任スヘシ]

ヘシ

但人員ノ多寡給料ノ有無(抹消) [ハ其町村ノ適宜タルヘシ] (加筆・朱書) [及其額ハ区町村会之ヲ評決シ府知事県令ノ認可ヲ經ヘシ]

(加筆・朱書) [其]町村人民(抹消) [ノ]選挙タルヘシ] (加筆・朱書) [其定員ノ二倍若クハ三倍ヲ薦舉シ府知事県令其中ニ就テ之ヲ選任スヘシ]

但人員ノ多寡給料ノ有無(抹消) [ハ其町村ノ適宜タルヘシ] (加筆・朱書) [及其額ハ区町村会之ヲ評決シ府知事県令ノ認可ヲ經ヘシ]

(加筆・朱書) [其]町村人民(抹消) [ノ]選挙タルヘシ] (加筆・朱書) [其定員ノ二倍若クハ三倍ヲ薦舉シ府知事県令其中ニ就テ之ヲ選任スヘシ]

但人員ノ多寡給料ノ有無(抹消) [ハ其町村ノ適宜タルヘシ] (加筆・朱書) [及其額ハ区町村会之ヲ評決シ府知事県令ノ認可ヲ經ヘシ]

(加筆・朱書) [其]町村人民(抹消) [ノ]選挙タルヘシ] (加筆・朱書) [其定員ノ二倍若クハ三倍ヲ薦舉シ府知事県令其中ニ就テ之ヲ選任スヘシ]

但人員ノ多寡給料ノ有無(抹消) [ハ其町村ノ適宜タルヘシ] (加筆・朱書) [及其額ハ区町村会之ヲ評決シ府知事県令ノ認可ヲ經ヘシ]

(加筆・朱書) [其]町村人民(抹消) [ノ]選挙タルヘシ] (加筆・朱書) [其定員ノ二倍若クハ三倍ヲ薦舉シ府知事県令其中ニ就テ之ヲ選任スヘシ]

但人員ノ多寡給料ノ有無(抹消) [ハ其町村ノ適宜タルヘシ] (加筆・朱書) [及其額ハ区町村会之ヲ評決シ府知事県令ノ認可ヲ經ヘシ]

(加筆・朱書) [其]町村人民(抹消) [ノ]選挙タルヘシ] (加筆・朱書) [其定員ノ二倍若クハ三倍ヲ薦舉シ府知事県令其中ニ就テ之ヲ選任スヘシ]

但人員ノ多寡給料ノ有無(抹消) [ハ其町村ノ適宜タルヘシ] (加筆・朱書) [及其額ハ区町村会之ヲ評決シ府知事県令ノ認可ヲ經ヘシ]

(加筆・朱書) [其]町村人民(抹消) [ノ]選挙タルヘシ] (加筆・朱書) [其定員ノ二倍若クハ三倍ヲ薦舉シ府知事県令其中ニ就テ之ヲ選任スヘシ]

第十五条 (抹消) [学齢児童ヲ就学セシムルハ父母及後見人等ノ責任タルヘシ] (加筆・朱書) [父母後見人等ハ其学齢児童ノ小学科三箇年ノ課程ヲ卒ラサル間已ムヲ得サル事故アルニアラサレハ少クトモ毎年十六週日以上就学セシメサルヘカラス又小学科三箇年ノ課程ヲ卒リタル後ト雖モ相当ノ理由アルニアラサレハ毎年就学セシメサルヘカラス]

但(抹消) [事故アリテ就学セシメサルモノハ其事由ヲ学務委員ニ陳述スヘシ] (加筆・朱書) [就学督責ノ規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ]

但(抹消) [公立]小学校(抹消) [二]於テハ(加筆・朱書) [ノ]学期ハ三箇年以上八箇年(抹消) [ヲ]以テ学期トス土地ノ便宜ニ因リテハ此学期ヲ縮ムルコトヲ得ヘシト雖モ四箇年ヨリ短クスヘカラス此四箇年間ハ毎年授業スルコト必四箇月以上タルヘシ(加筆・朱書) [以下タルヘク授業日数ハ毎年三十一週日以上タルヘシ]

但(抹消) [授業時間ハ一日三時ヨリ少カラス六時ヨリ多カラサルモノトス]

第十六条 (抹消) [公立]小学校(抹消) [二]於テハ(加筆・朱書) [ノ]学期ハ三箇年以上八箇年(抹消) [ヲ]以テ学期トス土地ノ便宜ニ因リテハ此学期ヲ縮ムルコトヲ得ヘシト雖モ四箇年ヨリ短クスヘカラス此四箇年間ハ毎年授業スルコト必四箇月以上タルヘシ(加筆・朱書) [以下タルヘク授業日数ハ毎年三十一週日以上タルヘシ]

但(抹消) [授業時間ハ一日三時ヨリ少カラス六時ヨリ多カラサルモノトス]

第十七条 (加筆・朱書) [学齢児童ヲ]学校ニ入(抹消) [ラスト雖モ] (加筆・朱書) [レス又巡回授業ニ依ラスシテ]別ニ普通教育ヲ(抹消) [受タルノ途アルモノハ就学ト做スヘシ] (加筆・朱書) [授ケントスルモノハ郡区長ノ認可ヲ經ヘシ]

但郡区長ハ児童ノ学業ヲ其町村ノ小学校ニ於テ試験セシムヘシ

第十八条 (加筆・朱書) [小]学校ヲ設置スルノ資力ニ乏シ(抹消) [キ]地方ニ於テハ教員巡回ノ方法ヲ設ケテ児童ヲ教授セシムルコトヲ得ヘシ]

〔クシテ巡回授業ノ方法ヲ設ケ普通教育ヲ児童ニ授ケントス
ル町村ハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ〕

第十九条 学校ニ公立私立ノ別アリ地方税若クハ町村ノ公費ヲ以テ設置セルモノヲ私立学校トス

テ設置セルモノヲ私立学校トス

第二十条 公立学校〔ヲ設置或ハ廃止セント欲スルモノハ〕
〔幼稚園書籍館等ノ設置廃止其府県立ニ係ルモノハ文部卿ノ

認可ヲ経ヘク其町村立ニ係ルモノハ〕府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ

第二十一条 私立学校〔ヲ設置或ハ廃止スルモノハ〕〔幼稚園書籍館等ノ設置ハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘク其廃止ハ〕府知事令ニ開申スヘシ

〔但公立小学校ニ代用スル私立小学校ノ廃止ハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ〕

第二十二条 〔公立学校ノ教則ハ文部卿ノ〕〔町村立私立学校幼稚園書籍館等設置廃止ノ規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ〕認可ヲ経ヘシ

第二十三条 〔私立〕〔小学校〕ノ教則ハ〔府知事県令ニ開申スヘシ〕〔文部卿頒布スル所ノ綱領ニ基キ府知事県令土地ノ情況ヲ量リテ之ヲ編制シ文部卿ノ認可ヲ経テ管内ニ施行スヘシ〕
〔但府知事県令施行スル所ノ教則ニ準拠シ難キ場合アリテ之ヲ斟酌増減セントシ府知事県令之ヲ許可セントスルトキハ其意見ヲ付シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ〕

第二十四条 公立学校ノ費用府県会ノ議定ニ係レルモノハ地方

税ヨリ支弁シ町村人民ノ協議ニ係レルモノハ町村費ヨリ支弁スヘシ

第二十五条 町村費ヲ以テ設置保護スル学校ニ於テ補助ヲ地方

税ニ要スルトキハ府県会ノ議定ヲ経テ之ヲ施行スルコトヲ得

第二十六条 公立学校ノ土地ハ免稅タルヘシ

第二十七条 凡学事ニ供スル寄附金等ハ其寄附人ヨリ指定セシ

目途ノ外ニ支消スルコトヲ得ス

第二十八条 公立小学校ヲ補助センカ為ニ文部卿ヨリ毎年補助金ヲ各府県ニ配付スヘシ

第二十九条 府知事県令ハ文部卿ヨリ領取セシ補助金ヲ各公立小学校ニ配付スヘシ

第三十条 前年中授業四箇月ニ満タサリシ小学校ニハ補助金ヲ配付セサルヘシ

第三十一条 私立小学校タリト雖モ府知事県令ニ於テ其町村人民ノ公益タルコトヲ認ムルトキハ補助金ヲ配付スルコトヲ得ヘシ

第三十二条 教員巡回ノ方法ヲ以テ教授セシムルコト一箇年四箇月以上ニ至ルノ町村ニハ補助金ヲ配付スルコトヲ得ヘシ

第三十三条 各府県〔ニ於テハ便宜ニ隨ヒテ公立〕〔ハ小学校教員ヲ養成センカ為ニ〕師範学校ヲ設置スヘシ

第三十四条 公立師範学校ニ於テハ本校卒業ノ生徒ニ試験ノ後卒業証書ヲ与フヘシ

第三十五条 公立師範学校ハ本校ニ入学セサルモノト雖モ卒業

証書ヲ請フモノアラハ其学業ヲ試験シ合格ノモノニハ卒業証書ヲ与フヘシ

(抹消) 第三十六条

公立師範学校ノ整備ヲ要センカ為ニ文部卿ヨリ
補助金ヲ各府県ニ配付スルコトアルヘシ

第三十七条 教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上タルヘシ

第三十八条 (抹消) 公立 小学校教員ハ(加筆・朱書)「官立公立」師範学校ノ卒業証

書ヲ(抹消) 加筆・朱書)「得タ」(有ス)ルモノトス

但(加筆・朱書)「本文」師範学校ノ卒業証書ヲ(抹消) (加筆・朱書)「得」(有七)スト雖モ(抹消) 教員

ニ相應セル学力ヲ有スルモノハ(加筆・朱書)「府知事県令ヨリ教員免許

状ヲ得タルモノハ其府県ニ於テ教員タルモ妨ケナシ

第三十九条 文部卿ハ時々吏員ヲ府県ニ発遣シ学事ノ実況ヲ巡

視セシムヘシ

第四十条 公私学校ニ於テハ文部卿ヨリ発遣セル吏員ノ巡視ヲ

拒ムコトヲ得ス

第四十一条 府知事県令ハ管内学事ノ実状ヲ記載シテ毎年文部

卿ニ申報スヘシ

第四十二条 凡学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルコトヲ得ス

但小学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルモ妨ケナシ

第四十三条 凡学校ニ於テ授業料ヲ收ムルト取メサルトハ其便

宜ニ任スヘシ

第四十四条 凡児童ハ種痘或ハ天然痘ヲ歴タルモノニ非サレハ

入学スルコトヲ得ス

第四十五条 伝染病ニ罹ルモノハ学校ニ出入スルコトヲ得ス

第四十六条 凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰_{殴打}ヲ或ハ縛_縛ヲ加フヘカラ

第四十七条 生徒試験ノトキハ父母或ハ後見人等其学校ニ來觀スルコトヲ得ヘシ

(加筆・朱書)

追加

第四十八条 町村立学校ノ教員ハ学務委員ノ申請ニ因リ府知事

県令之ヲ任免スヘシ

第四十九条 町村立小学校教員ノ俸額ハ府知事県令之ヲ規定シ

テ文部卿ニ開申スヘシ

第五十条 品行不正ナルモノハ教員タルコトヲ得ス

第五十一条 各府県ハ土地ノ情況ニ隨ヒ中学校ヲ設置シ又専門

学校職工学校等ヲ設置スヘシ

文部省伺教育令改正之事

(注記⑥)

明治十三年十二月十五日

右謹テ裁可ヲ仰ク

同

太政大臣三條實美

左大臣 熊谷親王

右大臣 岩倉具視

參議 大隈重信

參議 大木喬任

參議 山縣有朋

參議 伊藤博文

參議 黒田清隆

印 印 印 印 印

間之ヲ敷地ト改メ候方可然(且)同省上申ノ体裁ニヨルトキハ新旧
錯雜官民ノ不便少ナカラス因テ各条ヲ整理シ別紙ノ通告相成可
然哉高裁候也

参議 西郷従道 印
参議 川村純義 印
参議 井上馨 印
参議 山田顯義 印

別紙ノ通
御布告案

明治十三年十二月十一日

元老院へ議定
例文

大臣 花押(三條) 花押(有栖川) 花押(岩倉)
内閣書記官 谷森 印
文部省上申教育令改正之事内務法制兩部勘查進呈ス
依テ回議ニ供ス

参議 川村 大木 山県 黒田
花押 印
主査 片岡 大隈 伊藤 井上
花押 印
印
印
印
印
西郷

第号
布告案

明治十二年九月第四拾号布告教育令左ノ通改正候事此旨布告候事
明治十三年 月 日

明治十三年十一月九日

内務部参議 伊藤 書記官 伊東
花押 印
主査 片岡 大森 落合
花押 印
印
印
印
印
印

法制部参議 天本

花押 曹記官 岩野 周布 印
花押 印
印

別紙文部省上申教育令改正ノ儀ハ上申ノ通御裁可相成可然候尤
モ現行教育令第二十六条ニ「公立学校ノ土地ハ免稅タルヘシ」
トアリ学校ニ属スルノ土地ハ皆ナ免稅タルモノ、如ク其免
(抹消)稅スヘキ土地区分明瞭ナラス候間此度改正ニ際シ其学校「土
地」二字ヲ「敷地」ト改正致シ度仰高裁候也

御布告案

文部省上申案へ附箋ノ通(加筆)印 稅スヘキ土地ノ区分明瞭ナラス候
御布告案

第一条 全国ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統摂ス故ニ学校幼稚園書
籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ
第二条 学校ハ小学校中学校大学校師範学校専門学校(未書)職工学
校其他各種ノ学校トス

第三条 小学校ハ普通ノ教育ヲ兒童ニ授クル所ニシテ其学科ヲ
読書習字算術地理歴史修身等ノ初步トス土地ノ情況ニ隨ヒテ
野画唱歌体操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女
子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ
(未書)
但已ムヲ得ザル場合ニ於テハ読書習字算術地理歴史修身ノ

第四条 中学校ハ高等ナル普通学科ヲ授クル所トス

第五条 大学校ハ法学理学医学文学等ノ専門諸科ヲ授クル所トス

ス

第六条 師範学校ハ教員ヲ養成スル所トス

第七条 専門学校ハ専門一科ノ學術ヲ授クル所トス

第八条 ^(未書)職工学校ハ諸般ノ工芸ヲ授クル所トス

以上〔数条〕掲タル所何ノ学校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スルコトヲ得ヘシ

第九条 ^(未書)各町村ハ府知事県令ノ指示ニ従ヒ独立或ハ聯合シテ其学齢児童ヲ教育スルニ足ルベキ一箇若クハ數箇ノ小学校ヲ設置スヘシ

〔但本文小学校二代ルヘキ私立小学校アリテ府知事県令ノ認可ヲ経タルトキハ別ニ設置セザルモ妨ゲナシ〕

第十条 ^(未書)各町村ハ学務ヲ幹理セシメンカ為ニ小学校ヲ設置スル独立或ハ聯合ノ区域ニ学務委員ヲ置キ戸長ヲ以テ其員ニ加フヘシ

〔但人員ノ多寡給料ノ有無及其額ハ区町村会之ヲ評決シ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ〕

第十二条 ^(未書)学務委員ハ町村人民其定員ノ二倍若クハ三倍ヲ薦舉シ府知事県令其中ニ就テ之ヲ選任スヘシ

〔但薦舉ノ規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ〕

ヘシ

第十三条 学務委員ハ府知事県令ノ監督ニ属シ児童ノ就学学校ノ設置保護等ノ事ヲ掌ルヘシ

第十四条 ^(未書)〔学齢児童ヲ就学セシムルハ父母後見人等ノ責任タルヘシ〕

第十五条 ^(未書)〔父母後見人等ハ其学齢児童ノ小学科三箇年ノ課程ヲ卒ラサル間已ムヲ得サル事故アルニアラサレハ少クトモ毎年十六週日以上就学セシメサルヘカラス又小学科三箇年ノ課程ヲ卒リタル後ト雖モ相当ノ理由アルニアラサレハ毎年就学セシメサルヘカラス〕

第十六条 ^(未書)〔小学校ノ学期ハ三箇年以上八箇年以下タルヘク授業日数ハ毎年三十二週日以上タルヘシ〕

〔但授業時間ハ一日三時ヨリ少カラス六時ヨリ多カラサルモノトス〕

第十七条 ^(未書)〔学齢児童ヲ学校ニ入レス又巡回授業ニ依ラスシテ別ニ普通教育ヲ授ケントスルモノハ郡区長ノ認可ヲ経ヘシ〕

〔但郡区長ハ児童ノ学業ヲ其町村ノ小学校ニ於テ試験セシムノヘシ〕

第十八条 ^(未書)〔小学校ヲ設置スルノ資力ニ乏シクシテ巡回授業ノ方法ヲ設ケ普通教育ヲ児童ニ授ケントスル町村ハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ〕

第十九条 学校ニ公立私立ノ別アリ地方税若クハ町村ノ公費ヲ以テ設置セルモノヲ公立学校トシ一人若クハ数人ノ私費ヲ以テ設置セルモノヲ私立学校トス

第二十条 ^(未書)〔公立学校幼稚園書籍館等ノ設置廃止其府県立ニ係

ルモノハ文部卿ノ認可ヲ経ヘク其町村立ニ係ルモノハ府知事

県令ノ認可ヲ経ヘシ

第二十一条 (朱書) [私立学校幼稚園書籍館等ノ設置ハ府知事県令ノ

認可ヲ経ヘク其廃止ハ府知事県令ニ開申スヘシ]

(朱書) [但公立小学校ニ代用スル私立小学校ノ廃止ハ府知事県令ノ

認可ヲ経ヘシ

第二十二条 (朱書) [町村立私立学校幼稚園書籍館等設置廃止ノ規則

ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ]

第二十三条 (朱書) [小学校ノ教則ハ文部卿頒布スル所ノ綱領ニ基キ

府知事県令土地ノ情況ヲ量リテ之ヲ編制シ文部卿ノ認可ヲ経

テ管内ニ施行スヘシ]

(朱書) [但府知事県令施行スル所ノ教則ニ準拠シ難キ場合アリテ之

ヲ斟酌増減セントシ府知事県令之ヲ許可セントスルトキハ

其意見ヲ付シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ

第二十四条 公立学校ノ費用府県会ノ議定ニ係レルモノハ地方

税ヨリ支弁シ町村人民ノ協議ニ係レルモノハ町村費ヨリ支弁

スヘシ

第二十五条 町村費ヲ以テ設置保護スル学校ニ於テ補助ヲ地方

税ニ要スルトキハ府県会ノ議定ヲ経テ之ヲ施行スルコトヲ得

ヘシ

第二十六条 公立学校ノ(朱書) 敷地ハ免稅タルヘシ

第二十七条 凡学事ニ供スル寄附金等ハ其寄附人ヨリ指定セシ

目途ノ外ニ支消スルコトヲ得ス

(抹消) 第二十八条 公立小学校ヲ補助センカ為ニ文部卿ヨリ毎年補助

金ヲ各府県ニ配付スヘシ

第二十九条 府知事県令ハ文部卿ヨリ領取セシ補助金ヲ各公立

小学校ニ配付スヘシ

第三十条 前年中授業四箇月ニ満タサリシ小学校ニハ補助金ヲ

配付セサルヘシ

第三十一条 私立小学校タリト雖モ府知事県令ニ於テ其町村人

民ノ公益タルコトヲ認ムルトキハ補助金ヲ配付スルコトヲ得

ヘシ

第三十二条 教員巡回ノ方法ヲ以テ教授セシムルコト一箇年四

箇月以上ニ至ルノ町村ニハ補助金ヲ配付スルコトヲ得ヘシ

第三十三条 (朱書) [各府県ハ小学校教員ヲ養成センカ為ニ師範学校

ヲ設置スヘシ]

第三十四条 公立師範学校ニ於テハ本校卒業ノ生徒ニ試験ノ後

卒業証書ヲ与フヘシ

第三十五条 公立師範学校ハ本校ニ入学セサルモノト雖モ卒業

証書ヲ請フモノアラハ其学業ヲ試験シ合格ノモノニハ卒業証

書ヲ与フヘシ

(抹消) 第三十六条 公立師範学校ノ整備ヲ要センカ為ニ文部卿ヨリ

補助金ヲ各府県ニ配付スルコトアルヘシ

第三十七条 教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上タルヘシ

(朱書) 第三十八条 小学校教員ハ官立公立師範学校ノ卒業証書ヲ有

スルモノトス

(朱書) 但本文師範学校ノ卒業証書ヲ有セスト雖モ府知事県令ヨリ教員免許状ヲ得タルモノハ其府県ニ於テ教員タルモ妨ケナ

シ

〔学校職工学校等ヲ設置スヘシ〕

第三十九条 文部卿ハ時々吏員ヲ府県ニ発遣シ学事ノ実況ヲ巡視セシムヘシ

第四十条 公私学校ニ於テハ文部卿ヨリ発遣セル吏員ノ巡視ヲ拒ムコトヲ得ス

第四十一条 府知事県令ハ管内学事ノ実状ヲ記載シテ毎年文部卿ニ申報スヘシ

第四十二条 凡学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルコトヲ得ス
但小学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルモ妨ケナシ

第四十三条 凡学校ニ於テ授業料ヲ收ムルト收メサルトハ其便宜ニ任スヘシ

第四十四条 凡児童ハ種痘或ハ天然痘ヲ歴タルモノニ非サレハ入学スルコトヲ得ス

第四十五条 伝染病ニ罹ルモノハ学校ニ出入スルコトヲ得ス

第四十六条 凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰_{殴子或ハ縛}スルノ類ヲ加フヘカラス

第四十七条 生徒試験ノトキハ父母或ハ後見人等其学校ニ來觀スルコトヲ得ヘシ

^(未書)第四十八条 町村立学校ノ教員ハ学務委員ノ申請ニ因リ府知事
県令之ヲ任免スヘシ

第四十九条 町村立小学校教員ノ俸額ハ府知事県令之ヲ規定シ

テ文部卿ニ開申スヘシ

第五十条 品行不正ナルモノハ教員タルコトヲ得ス

第五十一条 各府県ハ土地ノ情況ニ隨ヒ中学校ヲ設置シ又専門

教育令改正布告案

右其院議定ニ被付候事
^(未書)〔明治十三年十二月十八日〕

（注記9）（田中）印

太政大臣

議長 大木喬任殿

（注記10）（田中）印
明治十三年十二月十八日 太政大臣

文部權大書記官島田三郎
文部少書記官 久保田譲

（注記11）（田中）印

右教育令改正布告案議定ノ節内閣委員トシテ被差遣候条此旨相達候事

明治十三年十二月十八日 太政大臣

議長 大木喬任殿

（田中）印

過日文部卿ヨリ上奏相成候教育令改正按御裁定ノ上本日元老院議定ニ被付候由就テハ内閣ニ於テ御取捨相成候廉等有之候ハ、其箇所為心得御回示置相成候様致度此段及御依頼候也

明治十三年十二月十八日 久保田文部少書記官

島田文部權大書記官

内閣書記官

御中

二被付候得共今般議定可相成条々ハ都テ改正ノ各条ニ限り候
儀ト御心得可有之此旨申添候也

〔朱書〕
〔乾第式百拾七号属〕
〔谷森〕
〔印〕

〔田中〕
〔印〕

教育令改正布告案第一読会明後廿二日午前第九時三十分相開候
此段及御届候也

明治十三年十二月廿日 議長 大木喬任

第一条 一 一 一 一 一

〔朱書〕
〔内閣委員へ通知済十二月廿日〕
〔田中〕
〔印〕

(注記11)

明治十三年十二月廿日
〔金井〕
〔印〕

第一席 〔田中〕
〔印〕

(注記13)
〔朱書〕
〔乾式百拾七号〕

本月十八日議定ニ被付候教育令改正布告案昨廿三日會議ニ於テ
修正ヲ加フヘキニ決シ別冊修正案

勅裁ヲ仰キ候為メ御上奏有之度候右ハ修正セシ所以ノ理由ヲ具

シテ上奏可致筈ニ候得共至急ヲ要スルノ際時日ヲ費サン「ヲ恐
レ予テ内閣委員〔文部権大書記官久保田讓〕ヘ致照会置候ニ付御質問ノ
廉モ候ハ、同委員へ御打合有之度此段副テ申進候也

明治十三年十二月廿四日 議長 大木喬任

太政大臣 三條實美殿

(注記12)
〔田中〕
〔印〕

島田文部権大書記官外一名へ回答案
今般元老院ノ議定ニ付セラレ候教育令改正案ノ儀ニ付御照会ノ
趣致承知候右ハ都テ文部卿稟申ノ通御裁定相成候儀ニ有之候尤
現行第二十六条「公立学校ノ土地ハ免税タルヘシ」ト有之学校
ニ属スルノ土地ハ都テ免税タルモノ、如ク相見区分明瞭ナラス
候間「公立学校ノ〔敷〕地ハ免税タルヘシ」ト改〔正ノ筈〕〔メ併
テ〕議定ニ被付候此旨及御答候也

明治十三年十二月二十日
〔田中〕

追テ御省稟申ノ体裁ニテ布告相成候テハ官民ノ不便不少ニ付
別紙ノ体裁ニ被改現行据置ノ各条ヲモ差加ヘ順次整理シ議定

布告案

本月十八日下付セラレシ所ノ教育令改正布告案昨廿三日會議ニ
於テ別冊ノ如ク修正ヲ加フヘキニ決ス因テ其修正ノ条項ヲ藍書
シテ謹テ之ヲ上奏ス

明治十三年十二月廿四日 議長正四位勲一等 大木喬任
〔印〕

明治十二年九月第四拾号布告教育令左ノ通改正候此旨布告候事

第一条 全国ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統撰ス故ニ学校幼稚園書籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ

第二条 学校ハ小学校中学校大学校師範学校専門学校〔農学校商業学校〕〔職工学校〕其他各種ノ学校トス

第三条 小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授タル所ニシテ其学科ヲ

読書習字算術地理歴史修身等ノ初步トス土地ノ情況ニ隨ヒテ

野画唱歌体操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ

〔但已ムヲ得サル場合ニ於テハ讀書習字算術地理歴史修身ノ中地理歴史ヲ減ズルコトヲ得〕

第四条 中学校ハ高等ナル普通学科ヲ授クル所トス

第五条 大学校ハ法医学理学医学文学等ノ専門諸科ヲ授クル所トス

第六条 師範学校ハ教員ヲ養成スル所トス

第七条 専門学校ハ専門一科ノ學術ヲ授クル所トス

第八条 〔抹消〕〔職工学校ハ諸般ノ工芸ヲ授クル所トス〕

〔農学校ハ農耕ノ學業ヲ授クル所トス〕

〔商業学校ハ商売ノ學業ヲ授クル所トス〕

〔職工学校ハ百工ノ職芸ヲ授クル所トス〕

以上〔數條〕掲タル所何ノ学校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スルコ

トヲ得ヘシ

第九条 〔各町村ハ府知事県令ノ指示ニ従ヒ独立或ハ聯合シテ

其学齢児童ヲ教育スルニ足ルベキ一箇若クハ數箇ノ小学校ヲ設置スヘシ〕

〔但本文小学校ニ代ルヘキ私立小学校アリテ府知事県令ノ認可ヲ経タルトキハ別ニ設置セザルモ妨げナシ〕

第十一条 〔各町村ハ学務ヲ幹理セシメンカ為ニ小学校ヲ設置スル独立或ハ聯合ノ区域ニ学務委員ヲ置キ戸長ヲ以テ其員ニ加フヘシ〕

〔但人員ノ多寡給料ノ有無及其額ハ区町村会之ヲ評決シ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ〕

第十二条 〔学務委員ハ町村人民其定員ノ一倍若クハ三倍ヲ薦舉シ府知事県令其中ニ就テ之ヲ撰任スヘシ〕

〔但薦舉ノ規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ〕

第十三条 凡児童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ学齢トス

第十四条 〔学齢児童ヲ就学セシムルハ父母後見人等ノ責任タルヘシ〕

第十五条 〔父母後見人等ハ其学齢児童ノ小学科三箇年ノ課程ヲ卒ラサル間已ムヲ得サル事故アルニアラサレハ少クトモ毎年十六週日以上就学セシメサルヘカラス又小学科三箇年ノ課程ヲ卒リタル後ト雖モ相当ノ理由アルニアラサレハ毎年就学セシメサルヘカラス〕

〔但就学督責ノ規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可〕

第三十五条 公立師範学校ハ本校ニ入学セサルモノト雖モ卒業
証書ヲ請フモノアラハ其学業ヲ試験シ合格ノモノニハ卒業證

書ヲ与フヘシ

第三十六条 〔抹消〕〔加筆朱書〕
〔削除〕〔削除〕

第三十七条 教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上タルヘシ
〔加筆〕
〔但品行行不正ナルモノハ教員タルコトヲ得ス〕

第三十八条 〔朱書〕 小学校教員ハ官立公立師範学校ノ卒業証書ヲ有
スルモノトス

〔但本文師範学校ノ卒業証書ヲ有セスト雖モ府知事県令ヨリ
教員免許状ヲ得タルモノハ其府県ニ於テ教員タルモ妨ケナ
シ〕

第三十九条 文部卿ハ時々吏員ヲ府県ニ派遣シ学事ノ実況ヲ巡
視セシムヘシ

第四十条 公私学校ニ於テハ文部卿ヨリ発遣セル吏員ノ巡視ヲ
拒ム「ヲ得ス

第四十一条 府知事県令ハ管内学事ノ実状ヲ記載シテ毎年文部

卿ニ申報スヘシ

第四十二条 凡学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルコトヲ得ス
但小学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルモ妨ケナシ

第四十三条 凡学校ニ於テ授業料ヲ收ムルト收メサルトハ其便
宜ニ任スヘシ

第四十四条 凡児童ハ種痘或ハ天然痘ヲ歴タルモノニアラサレ
ハ入学スルコトヲ得ス

第四十五条 伝染病ニ臥ルモノハ学校ニ出入スルコトヲ得ス

第四十六条 凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰スルノ類ヲ加フヘカラ
ス

スルコトヲ得ス

第四十七条 生徒試験ノトキハ父母或ハ後見人等其学校ニ來觀

第四十八条 町村立学校ノ教員ハ學務委員ノ申請ニ因リ府知事
県令之ヲ任免スヘシ

第四十九条 町村立小学校教員ノ俸額ハ府知事県令之ヲ規定シ
テ文部卿〔二開申ス〕〔ノ認可ヲ経〕ヘシ

第五十条 品行不正ナルモノハ教員タル「ヲ得ス」
〔第五十〔二〕条 各府県ハ土地ノ情況ニ隨ヒ中学校ヲ設置シ又專
門学校〔農学校商業学校〕職工学校等ヲ設置スヘシ〕

(注記14)
元老院上奏教育令改正布告案修正議定之事

右謹テ奏ス

明治十三年十二月廿五日

太政大臣三條實美

左大臣 熾仁親王

右大臣 岩倉具視

參議 大隈重信

參議 大木喬任

參議 伊藤博文

參議 西郷従道

參議 川村純義

参議 井上 馨 印
参議 山田顯義 印

明治十二年九月第四拾号布告教育令左ノ通改正候事此旨布告
事

明治十三年十二月廿四日 太政大臣 三條實美

明治十三年十二月廿四日
(注記¹⁵)
大臣 花押 (有栖川宮家)
(三條) 花押 (印)

元老院上奏教育令改正布告案修正議定之事
(大隈)
(伊東) 内閣書記官 (作間) (金井)
(印) (谷森) (印)

元老院上奏教育令改正布告案修正議定之事
(大隈)
(伊東) 内閣書記官 (作間) (金井)
(印) (谷森) (印)

第一条 全国ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統攝ス故ニ学校幼稚園書籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ
第二条 学校ハ小学校中学校大学校師範学校専門学校農学校商業学校職工学校其他各種ノ学校トス
第三条 小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ其学科ヲ修身読書習字算術地理歴史等ノ初步トス土地ノ情況ニ隨ヒテ畠画唱歌体操等ヲ加へ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ

但已ムヲ得サル場合ニ於テハ修身読書習字算術地理歴史ノ中地理歴史ヲ減スルコトヲ得

第四条 中学校ハ高等ナル普通学科ヲ授クル所トス

第五条 大学校ハ法学理学医学文学等ノ専門諸科ヲ授クル所トス

ス

第六条 師範学校ハ教員ヲ養成スル所トス

第七条 専門学校ハ専門一科ノ學術ヲ授クル所トス

第八条 農学校ハ農耕ノ學業ヲ授クル所トス

商業学校ハ商売ノ學業ヲ授クル所トス

職工学校ハ百工ノ職芸ヲ授クル所トス

以上数条掲クル所何ノ学校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スルコト

第九条 各町村ハ府知事県令ノ指示ニ従ヒ独立或ハ聯合シテ其学齡児童ヲ教育スルニ足ルヘキ一箇若クハ數箇ノ小学校ヲ設置スヘシ

但本文小学校ニ代ルヘキ私立小学校アリテ府知事県令ノ認可ヲ経タルトキハ別ニ設置セサルモ妨ケナシ

第十条 各町村ハ学務ヲ幹理セシメンカ為ニ小学校ヲ設置スル独立或ハ聯合ノ区域ニ学務委員ヲ置キ戸長ヲ以テ其員ニ加フ

但人員ノ多寡給料ノ有無及其額ハ区町村会之ヲ評決シ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ

第十二条 学務委員ハ町村人民其定員ノ二倍若クハ三倍ヲ薦挙シ府知事県令其中ニ就テ之ヲ撰任スヘシ

第十三条 凡児童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ学齡トス

第十四条 学齡児童ヲ就学セシムルハ父母後見人等ノ責任タルベシ

第十五条 父母後見人等ハ其学齡児童ノ小学科三箇年ノ課程ヲ卒ラサル間已ムヲ得サル事故アルニアラサレハ少クトモ毎年十六週日以上就学セシメサルヘカラス又小学科三箇年ノ課程ヲ卒リタル後ト雖モ相当ノ理由アルニアラサレハ毎年就学セシメサルヘカラス

但就学督責ノ規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ

第十六条 小学校ノ学期ハ三箇年以上八箇年以下タルヘク授業日数ハ毎年三十二週日以上タルヘシ

但授業時間ハ一日三時ヨリ少カラス六時ヨリ多カラサルモノトス

第十七条 学齡児童ヲ学校ニ入レス又巡回授業ニ依ラスシテ別ニ普通教育ヲ授ケントスルモノハ郡区長ノ認可ヲ経ヘシ

但郡区長ハ児童ノ学業ヲ其町村ノ小学校ニ於テ試験セシム

ヘシ

第十八条 小学校ヲ設置スルノ資力ニ乏シクシテ巡回授業ノ方法ヲ設ケ普通教育ヲ児童ニ授ケントスル町村ハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ

第十九条 学校ニ公立私立ノ別アリ地方税若クハ町村ノ公費ヲ以テ設置セルモノヲ公立学校トシ一人若クハ數人ノ私費ヲ以テ設置セルモノヲ私立学校トス

第二十条 公立学校幼稚園書籍館等ノ設置廃止其府県立ニ係ルモノハ文部卿ノ認可ヲ経ヘク其町村立ニ係ルモノハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ

第二十一条 私立学校幼稚園書籍館等ノ設置ハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘク其廃止ハ府知事県令ニ開申スヘシ

但公立小学校ニ代用スル私立小学校ノ廃止ハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ

第二十二条 町村立私立学校幼稚園書籍館等設置廃止ノ規則ハ

府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ

第二十三条 小学校ノ教則ハ文部卿頒布スル所ノ綱領ニ基キ府
知事県令土地ノ情況ヲ量リテ之ヲ編制シ文部卿ノ認可ヲ経テ
管内ニ施行スヘシ

但府知事県令施行スル所ノ教則ニ準拠シ難キ場合アリテ之
ヲ斟酌増減セントシ府知事県令之ヲ許可セントスルトキハ
其意見ヲ付シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ

第二十四条 公立学校ノ費用府県会ノ議定ニ係レルモノハ地方
税ヨリ支弁シ町村人民ノ協議ニ係レルモノハ町村費ヨリ支弁
スヘシ

第二十五条 町村費ヲ以テ設置保護スル学校ニ於テ補助ヲ地方
税ニ要スルトキハ府県会ノ議定ヲ経テ之ヲ施行スルコトヲ得
ヘシ

第二十六条 公立学校ノ敷地ハ免税タルヘシ

第二十七条 凡学事ニ供スル寄附金等ハ其寄附人ヨリ指定セシ
目途ノ外ニ支消スルコトヲ得ス

第二十八条 削除

第二十九条 削除

第三十条 削除

第二十二条 削除

第二十三条 各府県ハ小学校教員ヲ養成センカ為ニ師範学校ヲ
設置スヘシ

第二十四条 公立師範学校ニ於テハ本校卒業ノ生徒ニ試験ノ後

卒業証書ヲ与フヘシ

第三十五条 公立師範学校ハ本校ニ入学セサルモノト雖モ卒業
証書ヲ請フモノアラハ其学業ヲ試験シ合格ノモノニハ卒業証
書ヲ与フヘシ

第三十六条 削除

第三十七条 教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上タルヘシ

但品行不正ナルモノハ教員タルコトヲ得ス

第三十八条 小学校教員ハ官立公立師範学校ノ卒業証書ヲ有ス
ルモノトス

但本文師範学校ノ卒業証書ヲ有セスト雖モ府知事県令ヨリ
教員免許状ヲ得タルモノハ其府県ニ於テ教員タルモ妨ケナ
シ

第三十九条 文部卿ハ時々吏員ヲ府県ニ発遣シ学事ノ実況ヲ巡
視セシムヘシ

第四十条 公私学校ニ於テハ文部卿ヨリ発遣セル吏員ノ巡視ヲ
拒ム「ヲ得ス

第四十一条 府知事県令ハ管内学事ノ実状ヲ記載シテ毎年文部
卿ニ申報スヘシ

第四十二条 凡学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルコトヲ得ス

但小学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルモ妨ケナシ

第四十三条 凡学校ニ於テ授業料ヲ收ムルト收メサルトハ其便
宜ニ任スヘシ

第四十四条 凡児童ハ種痘或ハ天然痘ヲ歴タルモノニアラサレ
ハ入学スルコトヲ得ス

第四十五条 伝染病ニ異ルモノハ学校ニ出入スルコトヲ得ス

第四十六条 凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰^{殴チ或ハ縛}ヲ加フヘカラス

ス

第四十七条 生徒試験ノトキハ父母或ハ後見人等其学校ニ來觀スルコトヲ得ヘシ

第四十八条 町村立学校ノ教員ハ學務委員ノ申請ニ因リ府知事

県令之ヲ任免スヘシ

第四十九条 町村立小学校教員ノ俸額ハ府知事県令之ヲ規定シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ

第五十条 各府県ハ土地ノ情況ニ隨ヒ中学校ヲ設置シ又専門學校農學校商業學校職工學校等ヲ設置スヘシ

明治十四年一月廿四日 議長 大木喬任

太政大臣 三條實美殿

去ル十三年十二月廿八日本院ノ檢視ニ付セラレシ所ノ教育令改

正案第三条中改正ノ儀布告今廿四日檢視ヲ経過ス仍テ本案ヲ奉還シテ謹テ之ヲ上奏ス

明治十四年一月廿四日 議長正四位勲一等 大木喬任 印

(注記19) 元老院上奏教育令改正案第三条中改正布告檢視済之事^(注記18)

右謹テ奏ス

明治十四年一月廿九日

太政大臣三條實美 印

左大臣 燐仁親王 印

右大臣 岩倉具視 印

聞

印

印

(注記17)
〔朱書〕
〔乾〕
〔百二十号〕

〔抹消〕
〔明治十三年十二月〕〔本〕月二十四日其院議定上奏相成候教育令
改正案第三条中讀書習字算術地理歷史修身云々ヲ修身讀書習字
算術地理歴史云々ニ改メ別紙ノ通便宣布告ノ後其院檢視ニ被付

候事

明治十三年十二月二十八日

太政大臣

(注記20)
明治十四年一月廿四日

大臣 花押 花押 印

内閣書記官
(金井)
印

(注記15)
〔田中〕

元老院上奏教育令改正案第三条中改正布告檢視済之事

ノ儀布告今廿四日檢視ヲ経過シ本案致奉還候条御上奏有之度候
去ル十三年十二月廿八日下付有之候教育令改正案第三条中改正

「内務部第六百五十一号／十二月九日／内務部受付印／法制部第三

(注記1)

(注記16)
〔田中〕

(注記17)
〔朱書〕

ス

三号／十一月十日／法制部受付印／(印)

(鷹見)

(注記15)
「聞」「文甲」○印」

(注記2)
〔印〕

(注記3)
〔印〕

(注記4)
「内務部」

(注記5)
「法制部」

(注記6)
〔印〕

(注記7)
「廿六」(簿冊内件名番号)「甲」○印」

(注記8)
〔印〕

(注記9)
〔印〕

(注記10)
〔印〕

(注記11)
〔印〕

(注記12)
〔印〕

(注記13)
〔印〕

(注記14)
〔印〕

(注記15)
「掲」

(注記16)
〔印〕

(注記17)
「上申」

(注記18)
〔印〕

(注記19)
〔印〕

(注記20)
「掲」

(注記21)
「文甲」○印」

(下札)

「第16条 公立学校ノ〔敷地〕ハ免税タルヘシ」

〔明治十三年自九月至十一月
公文錄 文部省之部
2A, 10, ③2665 全〕